

## 令和2年度 横浜市つたのは学園 事業計画

横浜市つたのは学園は養護学校卒業生を毎年受け入れ定員数に達した。利用者の年齢は18歳～71歳であり個々の年齢で支援や障害特性に合った支援が求められている。特に近年は自閉症の方が多く、より職員の専門知識や環境整備が求められている。神奈川県及び横浜市の強度行動障害支援者研修基礎編は8名が受講を終え、その内2名が実務研修を修了することが出来た。このちからを活かし、横浜市発達障害者支援センターの協力のもと職員の専門的知識を向上し、支援に活かしていく。また、利用者の意思決定支援を踏まえた支援の在り方を考え行う年とする。

毎年行われる横浜市とのヒヤリングの人員体制が取れるように法人事務局と連携をとっていく。

### 1. 重点目標について

- (1) 在籍者が18歳から71歳という幅のある年齢の中、年齢や個々の利用者の特性に合わせたプログラムを提供する。また、充実した日中活動を過ごせるよう利用者が主体となる支援を提供していく。
- (2) 災害時、防犯対策については、危機管理マニュアルの見直しと整備を行っていく。災害時福祉避難場所としての役割を周知し、受入マニュアルの確認と訓練も実施する。防犯設備についても長津田地区センターや横浜市と連絡を行いながら検討し推進していく。また、広域避難場所との連携が取れるようにする情報交換を行う。
- (3) 総務課長が法人事務局に異動になった中、総務の業務がスムーズにできるように人員体制を含め強化していく。
- (4) 人材確保については、法人事務局とも連携しながらハローワークや人材センターなどで継続的に人材確保を行っていく。また、教育実習生の受け入れを行い各大学や専門学校にも求人募集の広告を配布し法人事務局と共に訪問するなど積極的に人材確保を行っていく。
- (5) 人材育成については社会福祉協議会の主催で行われる研修に各年齢及び経験年数に応じ計画的に参加し個々の専門的な知識を取得できるようにする。また、緑区の自立支援協議会の計画相談・地域ネットワーク、日中活動部会等にも積極的に参加し、他の施設や地域の情報を学んでいく。受講した研修は伝達研修を行い職員全体で共有する。強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修についても継続的に受講申し込みを行う。また、同時に発達障害者支援センターの勉強会も継続していく。平成31年3月から新設された生活介護における「重度障害者支援加算」の報酬をとれるように「支援計画シート」の作成を行っていく。又、サービス管理責任者の研修についても法人内の事業所と計画的に受講していく。
- (6) 利用者の権利擁護については、権利擁護委員会を中心に虐待防止マニュアルの作成を行い職員全体の意識向上に努める。また、オンブズパーソンによる第三者視点での評価も取り入れていく。
- (7) グループホームのバックアップについては、令和元年3月1日より開所された法人内のグループホーム「壺番館」の入居者が安心、安定して継続的に生活できるように「シ

グナル事業所」と連携を取りながら支援を行う。各職員がグループホームの事業を通して障害者の地域生活の意義や役割、新たな生活の場所を考える機会としていく。

- (8) 計画相談事業については、自主事業の「相談支援事業所つたのは」の運営がスムーズにできるように進める。その為にも令和2年度の「横浜市障害者計画相談初任者研修」が受講していく。また、地域の自立支援協議会にも積極的に参加し情報収集を行う。
- (9) 地域交流については地域交流委員会を中心に関係機関・地域の活動に利用者及び職員も積極的に参加をしていく。また、当施設が主体となって行う交流イベントも実施する。地域で行われるイベントにも計画的に参加していく。

## 2. 管理面について

- (1) 限られた予算の中で、事業内容の充実や増えていく修繕費等について施設運営面で効果的な予算執行を目指し、障害特性を踏まえ利用者が活動しやすいような環境整備を行う。また、職員が安全かつ合理的に活動できるようにする。
- (2) 建物全体で行われる改修工事等については工事横浜市、長津田地区センターと連携をとりながら行っていく。また、横浜市が行う補修工事等についても連絡調整を行いより充実したものができるようにする。
- (3) 職員の仕事に対する基本的な姿勢の在り方を共に考えさらにチームワークで働く意識をより高めていく。
- (4) 教育実習生及び養護学校実習生の受け入れマニュアルを見直し職員全体で周知する。また、実習生が安心して有意義な実習ができる様にする。
- (5) 教育実習生に対しては実習目標が達成できるように指導するとともに、より障害、障害福祉への理解と関心が持てるような有意義な実習プログラムとしていく。
- (6) 送迎体制の再検討と実施については令和2年度も週3回の自宅送迎を基本的に実施する。公用車の維持管理や委託業者とも定期的に話し合い、送迎職員の人材を含めスムーズな運行ができるように、送迎体制の充実を図る。
- (7) 日中一時支援事業は、ニーズが増えてきている為、職員体制を調整しつつ極力受け入れを行い在宅支援の一助とする。
- (8) 定期的な会議の開催により、意見交換を行い各職員の意識向上と積極的な活動を行う。特に班会議及びケース検討会議を定期的に行う。また、個々の職員が各関係機関と連絡を取りマネジメントできる力をつけていく。
- (9) 働き方改革による「年5日間の年次有給休暇の確実な取得」に対して職員がリフレッシュできる取り方を考える。
- (10) 各事業等の考え方及び手順のマニュアルを作成する。

## 3. 支援面について

- (1) 週3回の自宅送迎を行う事で高齢の家族の送迎の負担軽減や利用者の活動の継続を行う。家族の方も高齢になり、体調不調等で送迎が出来ずにお休みする方が増えてきている。また、利用者でひきこもりになっている方もおり、定期的に訪問することで継続的に通所できるようにする。
- (2) 各班より代表1名によるプロジェクトチームを立ち上げ、当施設における生活介護の役割を明確にし活動内容を共有していく。

- (3) 発達障害者支援センターや理学療法士等の専門機関と連携を取りながら、個々の利用者にあった自立課題や機能維持のプログラムの提供を行う。
- (4) 利用者の細かな気付きを大切に、状況の把握を行い個々の持っている力が発揮できるよう支援を行う。
- (5) 利用者の健康管理、機能維持については、引き続き嘱託医、訪問 PT 等の協力を得て、医療カリキュラムの遂行と専門的な医療対応やリハビリテーションの支援の継続を行う。また、月 1 回の定期的な健康相談の実施と医療機関の紹介や必要があれば通院同行も行っていく。
- (6) 利用者の全体像を把握し、本人や家族の想いに沿った個別支援計画を作成すると共に、利用者主体としたストレングスの見方を取り入れる。また、今年度は、利用者にわかりやすい提示と説明を目指す。
- (7) 「利用者支援マニュアル」については、すべての支援者が利用者に対して統一した支援ができる様に状況に合わせて常に見直しを行っていく。
- (8) 余暇活動支援については、利用者の 1 泊旅行やクラブ活動等の余暇活動のさらなる充実を図る。利用者 1 泊旅行の形態については令和 2 年度も小集団での企画を行い、利用者の意思が反映され選択できるような支援方法を行う。今後の利用者の生活が、より豊になるように感性や創造力を伸ばせる活動も取り入れていく。

#### 4. 家族会、家族との関係

- (1) 家族会では、横浜市や施設の情報提供、情報交換の実施により協力関係を築いていく。
- (2) 嘱託医の協力や常勤看護師によるご家族からの医療的相談を積極的に行っていく。
- (3) 家庭訪問、個別相談を通し、家族との連携を強化する。

#### 5. 地域との関係

- (1) 10 月に毎年実施していた長津田小学校、長津田地区センターとの 3 施設合同のイベントは令和 2 年度においては、長津田小学校は増築工事で参加しないが、長津田地区センターとつたのは学園との 2 施設合同のイベントは通年通り開催し、地域とのかかわりを深める。
- (2) 長津田地区センターとの定期協議を通し、地区センターとの共催事業を引き続き実施する。
- (3) 緑区の福祉施設等分科会に参加し、地域との連携を深めると共に「災害時の回覧板を利用した取り組み」に継続して参加し、情報交換を行いながら災害時の協力体制を深める。
- (4) 地域交流委員会を中心に地域町内会の活動へ積極的に参加し、地域の福祉関係とも交流を図っていく。
- (5) 社会福祉士実習等の教育実習生についても積極的に受け入れを行う。
- (6) 地域のボランティア受け入れも積極的に行っていく。

#### 6. その他

- (1) ホームページ・ブログの更新を随時行いながら、活動の様子などを外部に、紹介する。
- (2) 年 2 回の広報誌の発行を行い、より地域の方へ情報発信を行い理解を深める。